平成２９年（フ）第３６６号
静岡県浜松市南区渡瀬町810番地の５
債務者　田端　千鶴
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７１３１号
東京都調布市多摩川３丁目11－２－103
債務者　根塚　　歩（旧姓西崎）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１３２号
東京都世田谷区駒沢２丁目17－９－604
債務者　藤原　祐美
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１３３号
東京都練馬区大泉町１丁目46―30―211
債務者　國吉　友子（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１３４号
東京都新宿区若葉２丁目５－102
債務者　當間　景次
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１３５号
東京都台東区竜泉３丁目16－６－901
債務者　立花誠一郎
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１３６号
東京都葛飾区鎌倉１丁目20－６－102
債務者　齋藤　政子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１３７号
東京都葛飾区金町３丁目７－17　光ハイツⅠ203号
債務者　高島　和子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１３８号
東京都東村山市富士見町３丁目27－３－103
債務者　井上はる美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１３９号
東京都大田区大森西３丁目10－３－305
債務者　山本　美和（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１４０号
千葉県松戸市三ケ月1349―305
債務者　佐藤　龍太
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１９２号
東京都足立区弘道１丁目18－１－505
債務者　脇坂　正子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２２２号
東京都墨田区墨田５丁目27―19
債務者　佐藤　将平
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２４４号
東京都狛江市岩戸南２丁目２－24―202
債務者　篠原　昌美
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２４７号
東京都品川区戸越４丁目６－10―203
債務者　工藤　有子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部